

令和7年度 赤十字運動月間 募集活動のお願い

赤十字活動資金の募集にご協力して下さる みなさまへ



長岡赤十字病院救護班による
巡回診療（能登半島地震）



赤十字ボランティアによる
義援金募集



親子を対象とした防災啓発事業

日頃から日本赤十字社の活動にご理解とご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

日本赤十字社は「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命に基づき、災害救護を始めた様々な活動を展開しています。

昨年度もみなさまのおかげで地域での赤十字活動を行うことができました。令和6年1月1日に発生しました能登半島地震災害においては、県内では被害が甚大だった新潟市西区を中心に救援物資の配布やボランティアの安全管理などの支援をさせていただきました。その後も、義援金募集活動や被災地の子どもたちを招いた復興支援事業など被災地に寄り添う支援を継続しています。

また、昨今の防災ニーズに応えるため、自治会やコミュニティ協議会等を中心とした防災啓発事業や学校と連携した防災教育事業をお住まいの地域や当支部で実施しております。

これらの活動は募集活動にご協力いただくみなさまと県民からの活動資金によって支えられています。今年度もみなさまからのご理解とご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

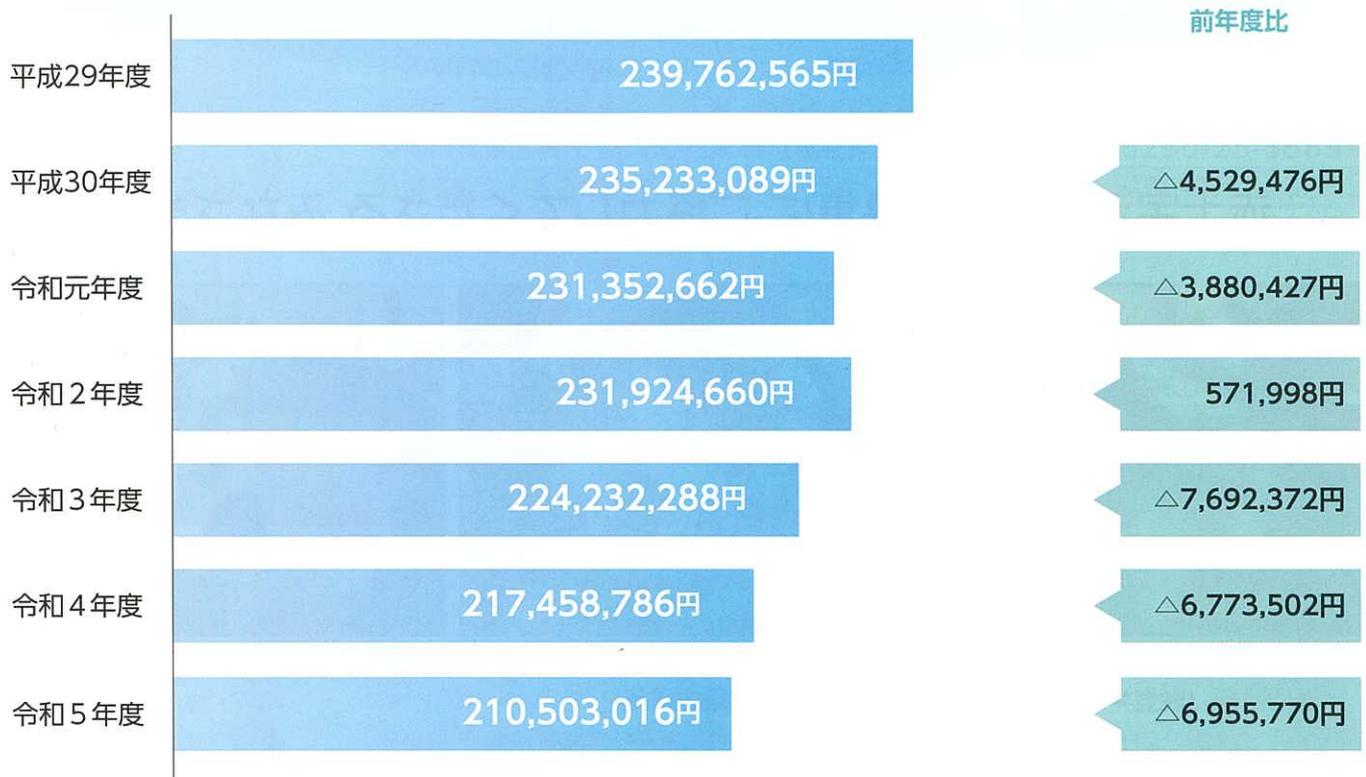
<お願い>

新潟県支部では、5月1日～6月30日を「赤十字運動月間」とし、積極的な広報活動並びに活動資金募集活動を行っております。自治会・町内会のみなさまにおかれましては、下記の点にご留意いただき、募集活動にご協力くださいますようお願い申し上げます。

- ・「強制感」や「誤解」のないようにご配慮ください。
- ・自治会・町内会費の一部からご寄付いただける場合、総会等で合意を得た上でご協力くださいますようお願いいたします。
- ・お渡ししている赤十字のチラシやポスターをご活用ください。

自治会・町内会を通じた寄付金が減少しています

寄付金の推移



※注) 上記は、自治会・町内会を通じてご協力いただいた寄付金のみ掲載しております。

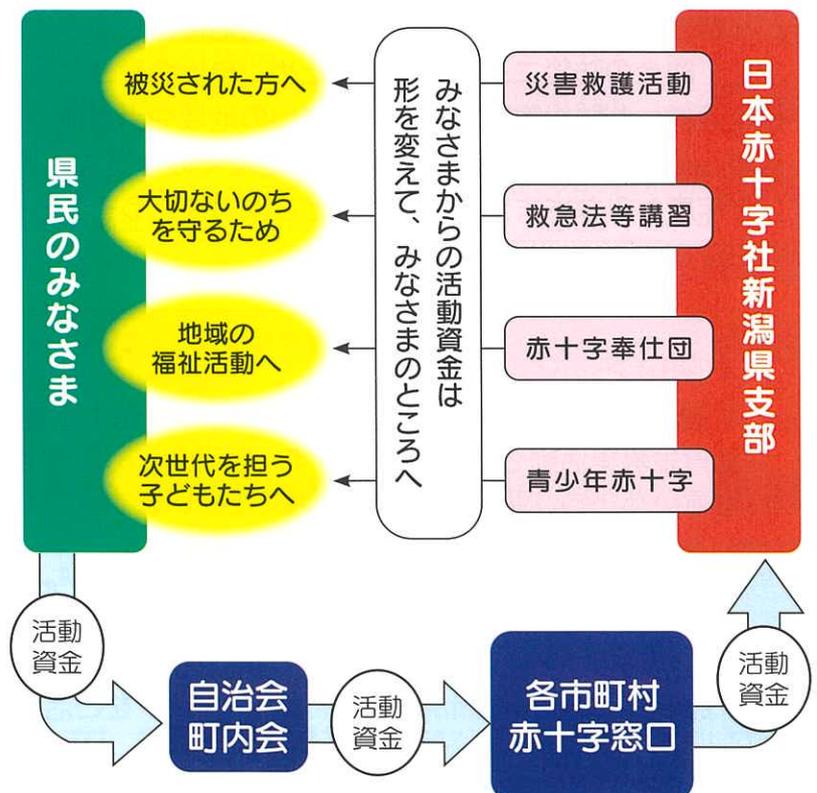
新潟県支部では、活動資金の約7割が自治会・町内会を通じたご寄付となっており、赤十字活動を支えていただいております。

しかし近年、活動資金は減少傾向にあり、災害の大規模化・頻発化が懸念される中で、今後の赤十字活動への影響を危惧しております。

日本赤十字社新潟県支部は、県民のみなさまからお寄せいただく活動資金だけが活動の財源です。

これからも、赤十字活動が継続して行えるよう、ご理解と活動資金へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

みなさまからの活動資金の流れ





募集活動にあたってのQ&A



Q1 日本赤十字社は国の機関ですか？

日本赤十字社は、国の機関ではなく、法律に基づいて設置された独立した民間の団体です。また一方では、災害救助法の定めるところにより、行政が行う非常災害時の救護業務に従事するなど国、地方公共団体に協力して、その補完的役割を果たす団体です。

Q2 日本赤十字社の財源はどこから出ているのですか？

赤十字にご賛同くださった個人や法人・団体のみなさまからご寄付いただいた活動資金のみを財源としています。

Q3 活動資金はどのように使われているのですか？

赤十字が実施するいのちと健康を守る活動に使わせていただいております。具体的には、災害時には被災地へ医療チームの派遣や、毛布や日用品などの救援物資の備蓄等に使用させていただいております。さらに、身近な人を救うためのAEDやけがの手当の講習会の実施、赤十字のボランティア組織で、災害時に炊き出しなどを行ってくださる奉仕団への活動助成、子ども達への防災教育、新潟県独自の事業として小学校新1年生に交通安全帽の無償配布を県・市町村と共同で行っています。

Q4 なぜ、赤十字活動資金を毎年納めなければならないのですか？

赤十字活動資金を毎年納めなければならないという「強制力」はありません。しかしながら、赤十字は災害救護、海外救援など人命に直接かかわる活動が中心になっておりますので、支援の手を緩めるわけにはいきません。また、その活動には突発的なものや長期的な支援があり、毎年安定した資金を必要とし、その資金を常に準備しておく必要がありますので、毎年継続して赤十字活動資金へのご協力をお願いさせていただいております。

Q5 行政との関係は？

県内の各市町村（行政あるいは社会福祉協議会）に日赤窓口を置かせていただき、赤十字事業にご協力いただいております。地方公共団体の行政目的である「住民及び滞在者の安全と健康及び福祉の保持」という面で密接な関係にあることから、ご協力をお願いしております。日赤の事業は、単に日本赤十字社自身の力によるだけのものではなく、多くの関係者のご理解のもと、その奉仕の協力によって遂行されています。

Q6 赤十字活動資金の募集に、なぜ自治会・町内会の人に来るのですか？

日赤は地域に根差した活動を実施しており、地域の活動を地域のみなさまに支えていただけるようご協力をお願いしています。そのため、自治会・町内会の方々に活動資金の募集業務のご協力をお願いして、みなさまのご家庭を訪問させていただいております。

Q7 赤十字活動資金の協力は、自由な金額でいいのですか？

安定的な活動を継続していくため、毎年ご協力をお願いしております。また、具体的な金額を示してほしいとのご意見を多数いただくことから、目安を一世帯500円と案内しております。もちろんこの寄付金については決して強制ではなく、赤十字の趣旨や事業にご理解の上、ご賛同された方の自由なご意思でご協力いただくものであります。

なお、年額2,000円以上のご協力をいただき、赤十字の目的にご賛同くださる方は、日本赤十字社の運営に参画する「会員」として登録させていただき、活動内容をご報告する情報誌などを送付いたします。

Q8 「赤い羽根共同募金（共同募金会）」と違うのですか？

「赤い羽根」で親しまれている共同募金会は、「社会福祉事業法（平成12年社会福祉法に改正）」に基づいて設立された団体です。赤い羽根共同募金は、日本国内の民間の社会福祉施設や福祉団体に配分され、施設整備や地域福祉活動資金等として活用されます。

*詳しくは、新潟県共同募金会（電話：025-281-5532）へお問い合わせください。

お問い合わせは 最寄りの日赤窓口もしくは新潟県支部へお尋ねください。

地区区分名	担当部署名	電話番号
新潟市地区本部	新潟市役所 福祉部福祉総務課内	025-226-1169
新潟市北区地区	新潟市北区役所 健康福祉課 障がい福祉係内	025-387-1305
新潟市東区地区	新潟市東区役所 健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ内	025-250-2320
新潟市中央区地区	新潟市中央区役所 健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ内	025-223-7221
新潟市江南区地区	新潟市江南区役所 健康福祉課 地域福祉担当内	025-382-4346
新潟市秋葉区地区	新潟市秋葉区役所 健康福祉課 地域福祉担当内	0250-25-5665
新潟市南区地区	新潟市南区役所 健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ内	025-372-6303
新潟市西区地区	新潟市西区役所 健康福祉課 地域福祉担当内	025-264-7315
新潟市西蒲区地区	新潟市西蒲区役所 健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ内	0256-72-8345
長岡市地区	長岡市役所 福祉保健部 福祉総務課 庶務係内	0258-39-2217
上越市地区	上越市役所 健康福祉部 福祉課内	025-520-5693
三条市地区	三条市役所 福祉保健部 福祉課 福祉・公営住宅係内	0256-34-5405
柏崎市地区	柏崎市社会福祉協議会 総務課総務係内	0257-22-1411
新発田市地区	新発田市社会福祉協議会 地域福祉課内	0254-23-1000
小千谷市地区	小千谷市役所 福祉課 障がい福祉係内	0258-83-3517
加茂市地区	加茂市役所 健康福祉課 福祉係内	0256-52-0080
十日町市地区	十日町市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係内	025-757-3565
見附市地区	見附市保健福祉センター 健康福祉課 生活支援係内	0258-61-1380
村上市地区	村上市社会福祉協議会 総務課内	0254-53-3467
燕市地区	燕市役所 健康福祉部 社会福祉課 地域福祉係内	0256-77-8104
糸魚川市地区	糸魚川市福祉事務所 援護係内	025-552-1511
妙高市地区	妙高市役所 福祉介護課 援護係内	0255-74-0061
五泉市地区	五泉市役所 健康福祉課 医療対策係内	0250-43-3911
阿賀野市地区	阿賀野市役所 民生部 社会福祉課 福祉企画係内	0250-61-2487
佐渡市地区	佐渡市役所 社会福祉部 社会福祉課 地域福祉係内	0259-63-5113
魚沼市地区	魚沼市役所 市民福祉部 福祉支援課内	025-792-9767
南魚沼市地区	南魚沼市役所 福祉保健部 福祉課 高齢福祉係内	025-773-6667
胎内市地区	胎内市役所 福祉介護課 地域福祉係内	0254-43-6111
聖籠町分区	聖籠町役場 保健福祉課内	0254-27-6511
弥彦村分区	弥彦村役場 産業部 防災むらづくり課内	0256-94-1022
田上町分区	田上町役場 保健福祉課 保健係内	0256-57-6112
阿賀町分区	阿賀町役場 福祉介護課 福祉係内	0254-92-5763
出雲崎町分区	出雲崎町社会福祉協議会内	0258-41-7133
湯沢町分区	湯沢町役場 健康福祉部 福祉介護課 福祉係内	025-784-4560
津南町分区	津南町役場 福祉保健課内	025-765-3114
刈羽村分区	刈羽村役場 福祉保健課内	0257-45-3916
関川村分区	関川村社会福祉協議会 総務課 地域福祉係内	0254-64-0111
粟島浦村分区	粟島浦村社会福祉協議会内	0254-55-2111

※担当部署が変更となる場合があります。(令和7年1月末現在)

活動資金にご協力をいただいたみなさまの個人情報の取り扱いについて

日本赤十字社は、活動資金、海外救援金（「海外たすけあい」を含む）、国内災害義援金へのご協力に関して取得する個人情報について、厳重に管理・保護を行うとともに、その取り扱いにつきましては、法令および社内規定を遵守し、細心の注意を払います。ご本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。

